

国官会第25433号
令和7年3月28日

各地方整備局長
国土地理院長 殿
国土技術政策総合研究所長

国土交通省大臣官房長
(公印省略)

「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」の一部改正について

標記について、工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について平成13年3月30日付け国官会第1430号、国官地第28号)の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第1 対象となる工事及び建設コンサルタント業務等 1 本通達による苦情処理の対象となる工事（「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚発第76号）又は「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号）第1条の工事をいう。以下同じ。）及び建設コンサルタント業務等（「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和45年12月10日付け建設省厚50号）第1の建設コンサルタント業務等並びに「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号）第1条の測量調査及び建設コンサルタント業務等をいう。以下同じ。）は原則として以下のとおりとする。 （1）～（4） （略） （5）随意契約方式によった工事及び建設コンサルタント業務等 ただし、国の行為を秘密にする必要があるものの並びに工事においては予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が<u>400万円</u>を超えないもの及び建設コンサルタント業務等においては予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が<u>200万円</u>を超えないものを除く。 2 （略）	第1 対象となる工事及び建設コンサルタント業務等 1 本通達による苦情処理の対象となる工事（「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚発第76号）又は「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号）第1条の工事をいう。以下同じ。）及び建設コンサルタント業務等（「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和45年12月10日付け建設省厚50号）第1の建設コンサルタント業務等並びに「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号）第1条の測量調査及び建設コンサルタント業務等をいう。以下同じ。）は原則として以下のとおりとする。 （1）～（4） （略） （5）随意契約方式によった工事及び建設コンサルタント業務等 ただし、国の行為を秘密にする必要があるものの並びに工事においては予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が<u>250万円</u>を超えないもの及び建設コンサルタント業務等においては予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が<u>100万円</u>を超えないものを除く。 2 （略）

附 則

この通知は、令和7年4月1日から適用する。